

府中市公共施設マネジメントモデル事業検討協議会の会議の公開等について（案）

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）他の法令等に特別の定めがある場合
- （2）不開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 傍聴希望への対応

(1) 会議開催の告知

会議の開催に当たっては、事前に広報紙及び市ホームページで会議日程及び傍聴について掲載する。

(2) 傍聴人数の制限

傍聴人数は10人以内を定員とする。ただし、会議室の広さを考慮し、各々の会議ごとに人数を決定する。また、前日までの申込みを原則とする。

(3) 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（裏面）を確認したうえで、指定された場所で傍聴する。

(4) 会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配布する。ただし、資料が多量の場合等は会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。

3 会議録の公開

会議に際しては、要点記録による会議録を作成し、各委員の内容の確認が終了した後、市役所3階の市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館及び西府図書館並びに市ホームページで一般の閲覧に供する。なお、発言者の氏名は公開しない。

府中市公共施設マネジメントモデル事業検討協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 傍聴者名簿に氏名等の必要事項を記入して、待合場所でお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された場所にご着席ください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務遂行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言、飲食をしない。
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない。
 - (3) 撮影、録音をしない。

※ 会議録は事務局で作成し、公表します。また、会議の様子は本取組の周知に係る広報用に事務局で撮影し、市ホームページ等で使用しますので、ご承知おきください。
- 4 これらのことに違反し、そのため、協議会の進行が妨害されると認められる場合は、退室していただくことがあります。